

保証条項

株式会社リオールは、ご注文者様に対し本証書に基づいて、見積書に記載された部位の保証を行います。専門住宅・併用住宅以外の用途に使われるもの、別荘など常時居住しないもの、又は継続して居住しないものは、本保証の対象から除くものとします。

工事区分		保証事項	保証期間	適用の除外	備考	施工箇所
(増改築時)	基礎	構造強度に重要な影響を及ぼす 変形・破損・亀裂	10年	表面モルタル等の仕上げ面の亀裂のうち、材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの 増改築工事で、工事対象外の既存部分に起因する損傷	(基礎) 必要に応じて地盤調査を行い、その結果に基づき基礎補強、地盤改良等を要する場合は、これを行うものとする(有償)	○
	床					○
	軸組					○
	屋根(屋根下地および小屋組)	破損、折れ、脱落の著しいもの				○
木工事	床・壁・天井・屋根・階段等の木造部分	木材の変形・変質による、著しいそり、すきま、割れ、きしみ等	2年	年月の経過による収縮、羽目板、縁甲板、巾木などの多少のすきま		○
内装仕上工事	床	仕上げ、下地材の著しい浮き、はがれ、そり、変形、破損の著しいもの	2年	タイル等の目地の微少なひび割れ、木材の乾燥による収縮に起因するすき等	居住者の、適切な維持管理を前提とする	○
	壁			タイル等の目地の、微少なひび割れ		○
	天井					○
建具工事	外部建具	建具の開閉不良、施錠不良、部品の故障、破損、建具からの雨水の浸入	2年	ガラスなどの破損		○
	内部建具	建具の開閉不良、施錠不良、部品の故障、破損		障子紙、襖紙、ガラスなどの破損		○
外装工事	屋根仕上	屋根ふき材の著しいずれ、浮き、変形、腐食、破損	5年			○
	外壁仕上	外壁仕上材の著しいずれ、浮き、変形、腐食、破損				
板金工事	とい	脱落、破損、たれ下がり、著しい腐食	2年			○
	水切 雨押さえの 金属板	継手のはがれ、浮き、著しい腐食による、下地材への雨水の浸入				○
塗装工事	屋根塗装工事	白華、はがれ、亀裂等の著しいもの	3年	塗装以外の原因によるもの		
	外壁塗装工事		5年			○
	一般塗装工事		2年			
防水工事	シーリング工事(室内)	タイル目地の劣化、防水層の破断、水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良等により、通常の使用状態での水漏れ	2年	エクステリア商品取付時のシーリング工事保証は1年間とする		
	シーリング工事(室外)	シーリング材の施工不良・劣化等による雨水の浸入				
	屋上・バルコニー工事	防水工事部分からの雨水の浸入	10年		新設工事の場合	
			5年		下地交換を伴わない工事	
断熱工事	床・壁・天井	断熱部材の施工不具合が原因の脱落、破損、たれ下がりによる性能の低下	2年			○

工事区分		保証事項	保証期間	適用の除外	備考	施工箇所
電気設備工事	配線、配管	接続、支持不良、腐蝕、破損等	2年			○
	コンセント・スイッチ等	コンセント、スイッチ、器具等の取付不良、作動不良	1年			
	上記以外の器具設置	取付不良が原因による作動不良、破損等	2年	維持管理の不備に起因するもの 電球、電池等の消耗品		○
温水給水・暖房・給湯工事	配管	接続、支持不良、電食、腐食、並びにこれらによる漏水、結露による他部材の腐朽	2年	土質、迷走電流に起因する電食 凍結に起因する破損、変形		○
	水栓トラップ、バルブ	取付不良、作動不良				○
	器具設置	取付不良が原因による作動不良、破損等		維持管理の不備に起因するもの		○
排水工事	配管	勾配、接続、固定不良等による排水不良	2年			○
雑工事	換気孔	脱落、著しい腐食等による、雨、雪、鳥、ねずみ等の浸入、及び換気性能の低下	2年			○
外溝・エクステリア工事	土工事	盛土、埋戻し及び整地を行った部分は、沈下、陥没、隆起、敷地の排水不良	2年	使用上の不都合をきたさない、多少の沈下等		○
	コンクリート工事	土間コンクリート部分の著しい沈下、ひび割れ、不陸、隆起		収縮時等に発生する軽微なひび割れ、白華現象		
	左官・タイル工事	左官仕上げ部分、及びタイル仕上げの目地部分の著しい剥離、変褪色、ひび割れ		収縮時等に発生する軽微なひび割れ、白華現象		
	組積工事	目地部分の著しい亀裂、破損、仕上材の剥離		これらの部分の軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凹凸、白華現象		
	エクステリア商品取付工事	取付不良が原因による故障、破損、作動不良、変形等の著しいもの	1年	電球、電池等の消耗品		
	太陽光発電システム設置工事	太陽光機器のがたつき・脱落・雨水の浸入 その雨水の浸入による室内仕上面の汚損	10年	工事対象外の部分からの雨水の浸入 経年劣化による雨水の浸入 屋根診断で補修が必要と判断されたが、行わなかった場合	建築後もしくは屋根葺き替え後10年未満の建物の場合	
			5年		建築後もしくは屋根葺き替え後10年以上の建物の場合	
その他	上記以外の工事	工事が原因となる不具合部分	1年		居住者の適切な維持管理を前提とする	
特記	設置機器・器具など商品本体の保証は、メーカー保証のある場合はその期間とします。					

保証約款

第1条(保証の対象)

発注者(以下甲という)に引き渡したリフォーム工事部分に対し、株式会社リオール(以下乙という)は本約款にもとづいて保証を行います。
但し、その建物を継続して6ヶ月以上居住しなくなった場合は、保証の対象から除きます。

第2条(保証の期間)

保証の期間は、工事の引渡し日より各保証条項によるものとします。

第3条(保証の適用)

甲は保証条項における保証事項のいずれかに該当する現象が発生した場合は、保証期間内にすみやかに乙に通知して下さい。通知されたものに対し、乙が認めた場合に限ってその補修の責を負います。

第4条(補修の内容)

- 乙が行う補修とは、建物の引渡し時の設計、仕様、材質等に従って正常な状態に回復するための補修、取替等の工事を指します。
- 前項の工事の対象は、事故の原因となった保証対象部分の他、この事故により生じた建物の被害部分を含みます。
- 前2項の規定にかかわらず、補修が著しく困難な場合、または被害の程度に比べて補修に過大な費用がかかる場合は、相当な金銭支払いによってこれに代えることができるものとします。

第5条(保証免責事由)

乙は事故が次の事由によって生じた場合は、補修の責を負いません。

- 地震、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、豪雪、落雷等の天災及び火災、爆発、暴動等の不可抗力。
- 地滑り、崖崩れ、断層、地割れ及び、敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、その他予期できない自然、周辺環境の変化。
- 近隣の土木、建築工事等の影響によるもの。
- 周辺の公害現象、及び塩害に起因するもの。
- 仕上げ等の傷等で、引渡しの際に申し出のなかったもの。
- 引渡し後、乙以外のものが行った増改築工事、補修工事によるもの。
- 甲の著しく不適切な維持管理、または通常予測される使用状態と著しく異なる使用。
- 建物の性質による結露、または瑕疵によらない建物の自然な消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、遜色、汚れその他類似の現象。
- 契約当時に実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた事故。
- 甲の指示に対し、乙がその不適当なことを指摘したにもかかわらず、甲が採用させた設計、施工方法等が原因で直接、間接的に生じた事故。
- 前各号による場合のほか、保証条項における特定免責事項に該当する事由。

第6条(保証を受けるための維持管理)

甲は保証を受ける条件として、建物の適切な維持管理を行うこととする。

第7条(保証の継承)

保証期間中に建物を第三者に譲渡される場合は、乙の担当店舗に、この保証書をお持ち下さい。

残りの保証期間に限り、譲受人に対して保証を継承致します。

なお、変更手続きがなされていない場合、保証は無効となり、譲受人からの申し出によって行う補修は全て有償となります。

●保証手続き

- 瑕疵を確認されたときは、速やかに株式会社リオールへお申し出下さい。
- お申し出に基づきスタッフが点検を行いますので 工事保証書をご提示下さい。
この保証書のない場合は、補修が有償になることもございます。
- 点検の結果、瑕疵と認めた事項については株式会社リオールが無償にて補修致します。
ただし、それ以外のものについては有償となります。

●注意事項

- この保証書を万一紛失された場合、再発行はできませんので大切に保管下さい。
- 保証期間経過後の補修は有償になります。

○店舗印のないものは無効となります。